

# 保険料の仕組みと納め方

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上のすべての方に保険料を納めていただいています。介護が必要となったときに安心してサービスを受けられるよう、保険料は必ず納めましょう。

## 保険料の額

65歳以上の高齢者の保険料は、各市町によって異なります。介護保険は平成12年4月にスタートしましたが、保険料は3年ごとに見直しが行われ、平成18年4月から新しい保険料に変わります。各市町では、これまでの保険給付実績を踏まえて、今後3年間の要介護認定者数や介護サービス利用量を推計して必要な介護給付費や地域支援事業に要する費用を算出し、その約19%に当たる額を高齢者に保険料として納めていただいています。

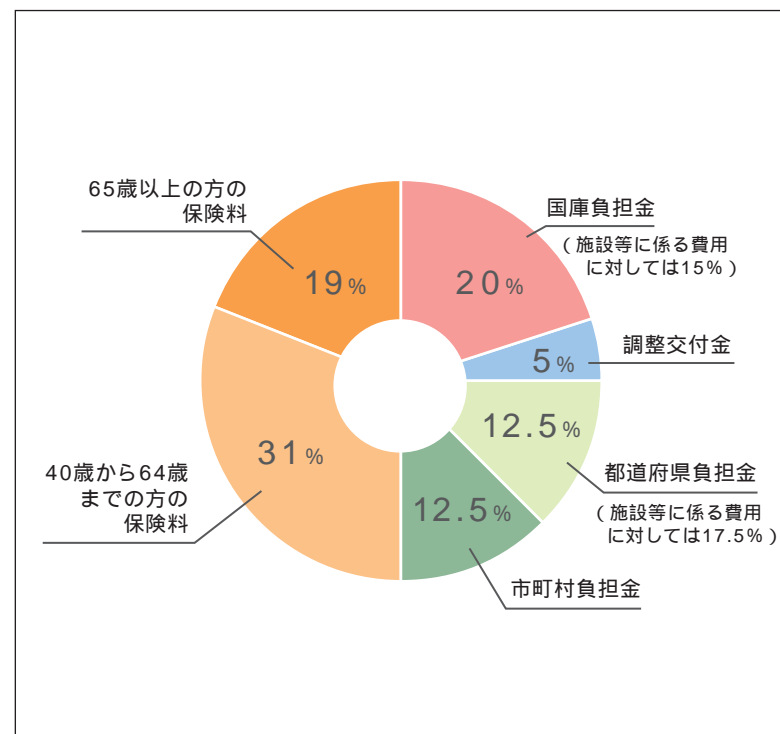
## 所得に応じた保険料

所得に応じて無理のない負担となるよう、原則6段階の保険料となっています。例えば、世帯に市町村民税が課税されている方がいない場合などには、保険料は低くなっています。また、災害、失業、疾病などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料が減免・猶予される場合がありますので、各市町の介護保険担当窓口にご相談ください。

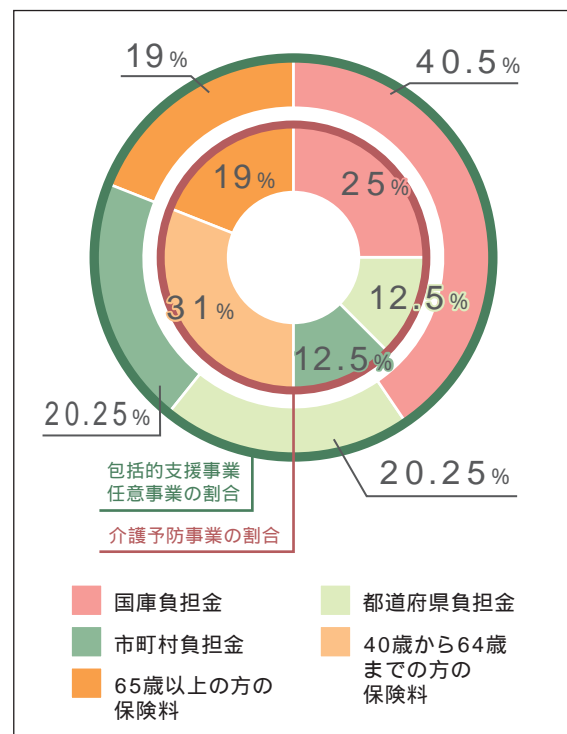
保険料段階		保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護の受給者 等	基準額 × 0.5
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.5
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75
第4段階	本人が市町村民税非課税の方	基準額
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5

市町によって、保険料段階が7段階以上の場合があります。基準額に対する割合も異なる場合があります。18年度から2年間、税制改正に伴う激変緩和措置が講じられます。

給付費の負担割合



地域支援事業費の負担割合



# 保険料の仕組みと納め方

## 保険料の納め方

### 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

保険料の納め方は、受給している年金の種類や額により異なります。

年金を年額18万円以上受給している方  
年金から保険料をあらかじめ差し引いて納付します(特別徴収)。老齢基礎年金・厚生年金などの老齢(退職)年金のほか、平成18年10月からは、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。偶数月に支払われる年金から、毎回2ヶ月分の保険料を差し引きます。なお、平成18年10月から、年度途中で65歳になった人や、年度途中で他の市区町村から転入してきた人などについても、年度途中から速やかに特別徴収へ切り替えられることになりました。

年金が年額18万円未満の方、老齢福祉年金を受給している方  
市町に直接納付します(普通徴収)。市町が定める納期ごとに、納付書や口座振替等により納めます。



### 40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険と併せて納めていただきます。

国民健康保険加入者  
国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、所得割、資産割、均等割、平等割等により算出され、世帯ごとに決まります。  
健康保険等加入者  
医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与等に応じて決まります。

## 保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護保険の給付が制限されます。

1年以上滞納した場合  
一旦サービス費用の全額を事業者を支払います。その後、市町の窓口で費用の9割が払い戻されます。  
1年6ヶ月以上滞納した場合  
保険給付の一部又は全部の一時差し止めが行われたり、滞納している保険料の額を給付される金額から差し引かれる場合もあります。  
長期滞納した場合  
65歳からの保険料を長期滞納していた場合には、その期間に応じた一定期間、保険から給付される額がサービス費用の9割から7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなりますので注意が必要です。



保険料の納付については、各市町介護保険担当窓口までお問い合わせください。

# 苦情・相談の窓口

介護保険制度では、「ヘルパーさんの対応が悪い」、「契約した内容と違う」等様々な苦情に対応できるよう苦情処理体制を整備しています。

## サービスの内容に関すること

約束の時間にヘルパーが来ない 施設の介護サービス内容が悪い サービス事業者の対応が悪い  
利用料等に不明な点がある 等

介護サービスを提供する事業者・施設  
介護サービスを提供する事業者・施設は、利用者からの苦情に対応するため相談窓口を設置しています。

市町窓口(地域包括支援センター)  
介護サービスを利用している事業者や施設に、直接苦情や相談を申し出にくい場合は、まず、市町の介護保険担当の窓口または地域包括支援センター(設置時期は市町によって異なります)に問い合わせてみましょう。市町は利用者からの苦情に対して、調査・指導・助言を行うことができます。また、地域密着型サービスについて、調査の上、是正指導、指定取消処分等を行うことができます。

愛媛県(TEL:089-941-2111/代表)  
事業者が指定基準を満たしていない場合には、調査の上、是正指導、指定取消処分等を行うことができます。

居宅介護支援事業者(ケアプランを作成している事業者)  
提供したケアプランや、プランに取り入れた介護サービス等について、利用者から苦情があった場合は、利用者や事業者から事情を聞き、迅速かつ適切な対応を行います。

愛媛県国民健康保険団体連合会(TEL:089-968-8700)  
国民健康保険団体連合会は、介護保険法上、事業者に関する苦情に対する調査・指導・助言の権限を有しています。事業者に直接言いにくい、言っても聞いてもらえないときなど、連合会に相談しましょう。

## 市町の処分に不服があるとき

要介護認定の結果がおかしい 保険料の算定がおかしい など

市町窓口  
まず、なぜこのような結果になったのか説明を求めてみましょう。

愛媛県介護保険審査会  
介護保険審査会に審査請求(市町の行った処分の取り消しを求める請求)をすることができます。

### 介護保険審査会とは?

市町の行った処分について、その適否を審査し、裁決する機関です。

「市町の行った処分」が不適当

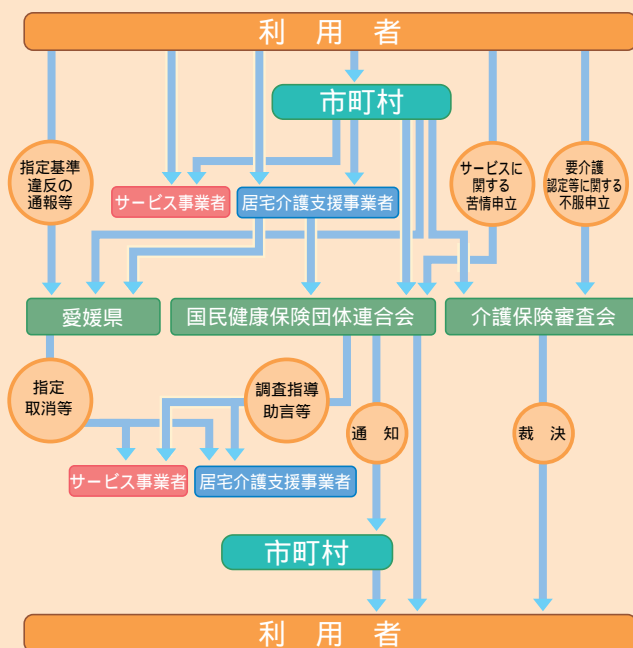
当該処分を取消す裁決

「市町の行った処分」が適当

審査請求の「棄却」の裁決

市町に代わって処分をするものではないので、当該処分を取消す裁決があった場合には、市町が処分のやり直しを行うこととなります。

法律等で定められた苦情処理等の流れ



# 介護サービスの利用状況

65歳以上の人口(第1号被保険者数)に占める要介護認定者数(平成17年10月末現在)

区分	要介護認定者		第1号被保険者数
	人数	比率	
愛媛県	68,856人	19.6%	352,016人
全国	4,264,172人	16.7%	25,493,993人

第1号被保険者とは、各市町村に住所を有する65歳以上の方です。  
要介護認定者とは、市町村が介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要であると認定した方です。  
愛媛県の要介護認定者率は、全国平均を2.9ポイント上回っています。

愛媛県における要介護認定者のサービス利用状況(平成17年10月末現在)

在宅・施設サービス利用者数	内訳	
	在宅サービス利用者数	施設サービス利用者数
53,634人	41,393人	12,241人

要介護認定を受けた68,856人に対し、サービス利用者は53,634人と利用率は78%にとどまっています。これは、要介護認定は受けたが、「病氣入院中」、「当面自分で生活できる」、「家族が介護してくれる」といった方々がいるためです。

愛媛県における介護給付費の推移

平成14年度介護給付費実績(平成14年3月から15年2月)	756億円
平成15年度介護給付費実績(平成15年3月から16年2月)	822億円
平成16年度介護給付費実績(平成16年3月から17年2月)	892億円

介護給付費とは、介護サービスにかかる費用から、利用者の自己負担を差し引いた額です。40歳以上の方が納める保険料に支えられながら、介護保険制度を利用される方や給付費も大きく伸びています。

# 在宅介護のことを学ぶには

## 愛媛県在宅介護研修センター

高齢者を在宅介護している家族をはじめ、介護に携わるボランティアや介護の専門職の方々を対象として、実習に重点をおいた実践的なプログラムの研修を行うほか、介護に関する相談、情報の提供等も行っていますのでご利用ください(詳細はホームページをご覧ください)

H P <http://iyocom.jp/aitokokoro.e/>

住 所 〒791-0122 松山市末町甲9-1

T E L 089-914-0721

利用時間 9:00 ~ 17:00

休 館 日 年末年始(12月29日 ~ 1月3日)

